

○秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則

平成十四年三月十二日

秋田県規則第十号

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則をここに公布する。

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成十三年秋田県条例第十九号)第十六条に規定する規則で定める市町村の区域は、横手市、潟上市、にかほ市及び大潟村の区域とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一二号)

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則(平成一七年規則第八九号)

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。